

○内閣府（内閣府本府）

・子ども・子育て支援全国総合システムの運用状況について（内閣総理大臣宛て）

（平成28年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）

内閣府は、次のような処置を講じていた。

ア 平成29年11月から31年4月にかけて子ども・子育て支援新制度（新制度）の更なる充実等の検討に向けた分析等、国民に対する説明責任等を果たすための公表及びそれらのために必要な登録情報の範囲について具体的な検討を行った。

イ アの検討と併せて、29年12月から30年3月にかけて市町村に対するアンケート調査、都道府県等に対する聞き取り調査及び市町村等における交付申請等の業務の実態等に関する調査研究を行い、市町村等における業務の実態等や子ども・子育て支援全国総合システム（総合システム）の運用状況を把握したり、登録が進まない要因を分析したりして、31年4月までに総合システムの運用等について見直しなどを行った結果、総合システムは令和元年度で廃止することとした。そのため、新制度の更なる充実等の検討に向けた分析等については、既存の調査等により情報を収集して実施することとした。また、国民に対する説明責任等を果たすための公表については、保護者等が直接閲覧可能なシステムにより行うこととし、登録する情報については、都道府県等から認可等を受けた保育所等で市町村（特別区を含む。）から財政支援の対象となることの確認を受けた施設（確認施設）について、保護者の選択に資する情報とすることとした。そして、2年度から、独立行政法人福祉医療機構が運営するシステムに確認施設の設置者等が情報を入力して都道府県等が確認等した上で、インターネット上で公表することとした。

○内閣府（金融庁）

・預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における利益剰余金について（内閣府特命担当大臣宛て）

（平成27年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）

金融庁は、金融機能早期健全化勘定における「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づく優先株式等の引受け等の業務（早健法業務）に使用する見込みがない資金（余裕資金）の額を把握するとともに、余裕資金の有効活用として、早健法業務の終了の日前に同勘定に属する剰余金の全部又は一部を国庫に納付することができるようによりして、預金保険機構の財務の健全性を維持するために同勘定から「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づく業務（金融再生業務）を経理している金融再生勘定に繰入れをすることができるようによりすることを内容とする「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案」を作成した。同法律案は、平成31年2月12日に閣議決定されて、第198回国会（常会）に提出された。

なお、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律」は令和元年5月24日に公布されて、同日に施行された。そして、同庁は、同法に基づき、余裕資金の額から今後の金融再生業務のために必要な資金として試算した額を差し引いた8000億円を預金保険機構から元年度中に国庫に納付させることとしている。

○外務省

・日本NGO連携無償資金協力により供与した贈与資金の残余金の国庫への返還について（外務大臣宛て）

（平成29年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項）

外務省は、贈与資金の精算に時間をして残余金の国庫への返還が遅れている日本NGO連携無償資金協力を受けてNGOが実施する経済社会開発事業（N連事業）11事業について、贈与資金の精算を完了

し、令和元年6月までにNGOに残余金を国庫に返還させていた。また、今後贈与資金の精算を行うN連事業について、平成30年12月に、担当部局において、贈与資金の精算の進捗状況等を記録するための完了報告管理簿を整備し、これを用いて常時精算の進捗状況を共有するなどして贈与資金の精算に時間をして残余金の国庫への返還が遅れているN連事業を組織的に把握して、贈与資金の精算を専門に行う担当者を配置するなどした上で贈与資金の精算に係る事務処理の工程を完了報告管理簿に定めてN連事業に係る贈与資金の精算に優先的に取り組む体制を整備することにより、残余金を早期に国庫に返還させるようにするための処置を講じていた。

○外務省、独立行政法人国際協力機構

・政府開発援助の効果の発現について(外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

外務省及び独立行政法人国際協力機構は、次のような処置を講じていた。

ア 無償資金協力

太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画について、機構は、事業実施機関、調達代理店等に対して修理状況の進捗確認を行ったり、事業実施機関からの連絡及び相談内容を調達代理店等に伝達したりするなどして、故障したパワーコンディショナの修理が確実に行われるよう働きかけを行った。その結果、事業実施機関により故障したパワーコンディショナが修理され、太陽光発電設備が稼働を開始した。また、機構は、令和元年5月に関係部署に対して通知を発して、今後、無償資金協力を実施するに当たって、事業実施機関においてこれまで導入実績がない太陽光発電設備の設置を主たる事業内容とする場合、故障等が発生した際に事業実施機関と本邦企業等間のみでは速やかな対応が図られないときには機構に連絡して相談することを周知するとともに、連絡があった場合には、故障等への対応がなされるよう事業実施機関を支援することとした。

イ 草の根・人間の安全保障無償資金協力

(ア) 助産院機材整備計画について、同省は、事業実施機関に対して、助産院としてより高水準の治療を行うことができるよう開業基準を満たすよう働きかけを行った。その結果、事業実施機関は助産院としての開業基準を満たすよう既存の婦人科・小児科のクリニックに新生児室の設置等を行ったことから、相手国政府において、助産院の開業に必要な手続が進められている。また、同省は、同年6月に在外公館に対して通知を発して、今後、草の根・人間の安全保障無償資金協力(草の根無償)を実施するに当たって、既存の医療施設においてより高水準の治療を行う目的で医療用の機材(機材)の整備等を行う場合、機材の整備以外に既存の医療施設に関して準拠しなければならない基準等の内容を確認した上で、事業実施機関に対して当該基準を満たすための措置が執られているか確認することとした。

(イ) 産科診療所建設設計画について、同省は、同月に在外公館に対して通知を発して、今後、草の根無償を実施するに当たって、関係機関との協議等に起因して診療所の開業が遅延したり、診療に制約を受けたりしていることを把握した場合、事業の促進及び計画に基づいた診療の実施が行われるよう事業実施機関に加えて関係機関と協議を行うなど十分な働きかけを行うこととした。

ウ 有償資金協力

下水道整備事業について、機構は、同月に関係部署に対して通知を発して、今後、有償資金協力を実施するに当たって、我が国や他国の有償資金協力による下水道整備事業を実施した実績がない地方政府機関であるなど事業実施能力に配慮を要する事業実施機関が大規模な事業を行う場合、貸付契約等に基づいて、事業実施機関から提出される事業進捗報告書や施工管理を行っているコンサルタントに対するモニタリング等を通じるなどして、整備する施設に不具合等が生じていないかについて確認を行うこととした。

○文部科学省

・高校生等奨学給付金における学校の代理受領による授業料以外の教育費への充当について(文部科学大臣宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

文部科学省は、平成31年4月に、都道府県に対して通知を発して、やむを得ないと認められる場合を除き都道府県が生徒又は学生の保護者等に支給することとされている奨学のための給付金(奨学給付金)の受給等を高校等に委任する旨の委任状の提出が保護者等からあった場合には、高校等が、保護者等に代わって奨学給付金を受領して、教科書費、教材費等の授業料以外の教育費へ充当することを認めることを交付要綱等に規定することについて周知するとともに、都道府県における奨学給付金の事務処理に関する標準的な手順等を示した手引を改正するなどして、「高等学校等修学支援事業費補助金(奨学ための給付金)」が授業料以外の教育費に確実に活用されるために必要な仕組みとなるための処置を講じていた。

○厚生労働省

・国民年金法及び厚生年金保険法に基づく遺族年金の支給について(厚生労働大臣宛て)

(平成28年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

厚生労働省は、次のような処置を講じていた。

ア 令和元年6月までに、遺族基礎年金、寡婦年金及び遺族厚生年金(これらを「遺族年金」)の受給権の消滅の原因となる婚姻等の事由(失権事由)に該当している受給権者を特定した上で、失権事由に該当しているのに失権事由等を記載した届書(失権届)を提出していなかった受給権者に対して支給された遺族年金や、失権届に事実と相違する失権日を記載していた受給権者に対して支給された遺族年金について、既に消滅時効が成立しているものを除き、日本年金機構に対して返還の手続を行わせた。

イ 平成30年1月に国民年金法施行規則等を改正するなどして、住基ネット情報や必要に応じて戸籍謄本等を活用するなどして受給権者の受給権を適切に確認するための手続を定めて機構に示すとともに、同年2月に機構に対して通知を発するなどして、当該手続に基づき受給権者の失権日及び失権事由を適時かつ的確に把握するよう指導した。

ウ 遺族年金の受給権は婚姻等をしたときは消滅すること、失権届には実際の失権日を記載して所定の期限までに提出する必要があることなどについて、29年11月以降、機構のホームページに明記させたり、機構から受給権者に対して当該事項を記載したパンフレットを送付させたりするなどして、機構を通じて受給権者に対する周知徹底を図った。

○厚生労働省、日本年金機構

・第三者行為事故に係る年金の支給と損害賠償との調整に関する事務について(厚生労働大臣及び日本年金機構理事長宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項・36条 意見表示及び処置要求事項)

厚生労働省及び日本年金機構は、次のような処置を講じていた。

ア 機構は、督促等の手続に長期間を要している事案について、損害賠償金の総額及びその内訳が確認できる資料並びに医療費、葬祭費等の実支出額(医療費等実支出額)の領収証書(これらを「確認書類」)等の提出を勧奨するために、令和元年7月までに、再照会及び督促を実施したことに加え、電話及び訪問による確認書類等の提出勧奨を実施し、これらの取組によっても確認書類等の提出がなかった事案について、確認書類の提出を受給権者に命じる(最終督促)などした。

- イ 機構は、平成31年2月に「第三者行為事故に係る損害賠償と年金との調整に関する事務処理要領」(事務処理要領)を改正して、年金の支給と損害賠償との調整について、一部の手続の見直しを行うとともに、督促、最終督促及びこれに応じなかった場合の年金の支給停止についての具体的な手続を定めた。また、担当部局に指示文書を発出して、事務処理要領に基づき、適切に事務を実施するよう周知徹底した。
- ウ 機構は、同月に事務処理要領を改正して、第三者行為事故に係る年金の申請時に第三者行為事故状況届の添付書類として損害保険会社等への照会の際に必要となる、損害保険会社等から確認書類の提供を受けることに同意する文書の提出を求めるとした。
- エ 機構は、同月に事務処理要領を改正して、医療費等実支出額の照会を行う場合、「回答期限までに回答がない場合、医療費等実支出額はないものとして審査を進める」旨を照会文書に明記するとともに、回答がない場合には、一旦医療費等実支出額がないものとして支給停止期間を設定して、年金の支給と第三者からの損害賠償との調整を行い、受給権者から回答を得られ次第再調整することとした。
- オ 同省は、機構における第三者行為事故に係る年金の支給停止等の事務が適切に実施されるよう、30年11月に機構に対して指示文書を発出するとともに、機構と事務処理要領の改正に係る協議を行うなどして、機構に対して必要な指導監督を行った。

○厚生労働省

・データ入力等の請負等業務における監督、検収等について(厚生労働大臣宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)

- 厚生労働省は、次のような処置を講じていた。
- ア 平成31年2月に通知を発して、毎年度、検査職員等に対して会計法令や検査・監督実務の要点等に関する研修を実施することとするなどし、会計法令の遵守を周知徹底した。
- イ アの通知及びアの通知と共に発した事務連絡並びに令和元年6月に作成した作業計画書の審査マニュアルにより、事業実施部局において、仕様書等の調達関係資料の作成に当たり、履行期間が契約の適正な履行を確保する上で十分なものとなっているか検討するとともに、落札等した業者から提出される作業計画書の厳格な審査等による実施体制の確認等を十分に行うよう周知徹底した。
- ウ アの通知及びイの事務連絡により、契約実施部局において、入札の実施等に当たり、応札等しようとする業者及び落札等した業者に対して、下請等の制限を含む契約条項を遵守するよう周知徹底することとした。
- エ アの通知及びイの事務連絡により、承認の手続をとることなく下請等が行われていないかを含む履行体制、履行状況等を確認するために実施する監督職員等の立入調査の対象及び方法を例示するなどして周知徹底した。

・国民年金等事務取扱交付金による協力・連携事務の実施について(厚生労働大臣宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)

- 厚生労働省は、次のような処置を講じていた。
- ア 令和元年5月に地方厚生(支)局に対して事務連絡を発出して、地方厚生(支)局は、当該事務連絡に基づき、市町村が国と協力・連携して実施する事務(協力・連携事務)の件数(算定基礎件数)には実際に協力・連携事務を行った実績件数を計上するとともに、当該実績件数が確認できる資料を作成するよう、市町村に対して周知徹底した。
- イ 平成31年1月に、市町村が免除申請書等の提出を受けた際に免除等に係る制度についてのみ説明

を行った場合の相談の件数及び市町村が年金事務所等に送付した免除申請書等に記載された被保険者の電話番号の情報提供に係る件数は算定基礎件数に含めないことを交付要綱に基づき定める算定基礎表に明示した。

ウ 同月に地方厚生(支)局に対して事務連絡を発出して、交付申請書の審査の際に、算定基礎件数に所定の単価を乗ずるなどして算定した額について算定基礎表の件数を確認し、必要に応じて根拠資料の提出を求めるよう周知徹底した。

エ 30年12月に日本年金機構に対して指示文書を発出して、所得情報の追加依頼を行う場合は未収録者分を対象とすることを各年金事務所に周知徹底するよう指示した。

・**労災診療費の算定における労災治療計画加算について(厚生労働大臣宛て)**

(平成29年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

厚生労働省は、業務上の事由又は通勤により負傷し又は疾病にかかった労働者の診察、処置、手術等に要した費用(労災診療費)の算定における労災治療計画加算について、労災治療計画書の作成の実態等を踏まえて、労災治療計画加算を設けた趣旨をいかした運用が可能であるか改めて検討した結果、そのような運用は困難であるとの結論に至り、令和2年3月に予定している労災診療費の改定時に見直しを行うこととしている。

○**厚生労働省、独立行政法人福祉医療機構**

・**独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金の規模について(厚生労働大臣及び独立行政法人福祉医療機構理事長宛て)**

(平成29年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

厚生労働省及び独立行政法人福祉医療機構は、次のような処置を講じていた。

ア 同省は、労災年金担保貸付事業(労災貸付事業)の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要となる政府出資金の額を検討し、その結果、機構は、必要額を超えて保有されていると認められた政府出資金7億3092万円について、独立行政法人通則法第46条の2の規定に基づき、平成31年3月に不要財産の国庫納付に係る厚生労働大臣の認可を受けて、同月に国庫に納付した。

イ 同省は、令和元年6月に、元年度以降、業務廃止までの毎年度、労災貸付事業の実施に必要となる政府出資金の規模を事業規模に見合うものとなるよう、必要となる政府出資金の額について、前年度の貸付残高、貸付実行額等を基に検証を行い、必要額を超えて保有していると認められる場合には、不要財産として国庫に納付することとする仕組みを整備し、機構は、その仕組みに沿って、不要財産を国庫に納付することとした。

○**厚生労働省**

・**地域支援事業交付金における介護自立支援事業に係る交付金交付対象者について(厚生労働大臣宛て)**

(平成29年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

厚生労働省は、介護保険制度の下で、介護自立支援事業と介護サービスとの整合が図られるよう、平成31年4月に実施要綱を改正して、介護自立支援事業に係る交付金の交付対象となる家族が介護する要介護者が一時的に受けることができる介護サービスの範囲について、介護自立支援事業の実施前の1年間における介護サービスの利用日数の合計が10日以内であることを明記するとともに、同月に都道府県に対して通知を発して、実施要綱に明記した内容について、都道府県を通じて市町村に周知するなどの処置を講じていた。

○厚生労働省

・建設労働者確保育成助成金における助成金単価の設定について(厚生労働大臣宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

厚生労働省は、認定訓練の受講者(受講者)1人当たり日額(助成金単価)が中小建設事業主の企業規模及び受講者の年齢構成の実態に即したものとなるよう、助成金単価の設定方法を定め、今後これに基づき助成金単価を設定することとして、平成31年3月に建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則及び雇用関係助成金支給要領を改正する処置を講じていた。

○農林水産省

・国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業の実施について(農林水産大臣宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

農林水産省は、次のような処置を講じていた。

ア 国営造成土地改良施設を管理する土地改良調査管理事務所等(管理事務所等)に管理事務所等が管理する通信設備(データ転送装置)の不具合の原因を調査させるなどして防災情報が転送されていない事態への対応方針等を報告させた上で、35地区のうち26地区についてデータ転送装置の修理等により不具合を解消するなどの必要な措置を講じた。

イ 平成30年10月及び令和元年6月に地方農政局等に対して通知を発するなどして、管理事務所等に国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク(防災ネットワーク)の管理に関する計画を作成させて、当該計画に基づき、データ転送装置等の不具合の有無等を確認して定期的に報告させることとするなどして、防災ネットワークの運用状況を適時適切に把握する体制を整備するとともに、管理事務所等に対して、国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業における防災情報の重要性を周知徹底させ、データ転送装置等の動作状況を原則として毎勤務日に確認するなどして適切に管理するよう指導させた。

ウ 平成30年10月に地方農政局等に対して通知を発するなどして、管理事務所等に対して、気象業務法に基づく雨量計の検定の重要性を周知徹底させるとともに、雨量計の検定の有効期限を適切に管理するよう指導させた。

一方、同省は、引き続き、データ転送装置等の不具合が解消していない残りの9地区について、令和元年度中を目途に、不具合を解消するための工事等の必要な措置を講ずることとしている。

・毎木検知による検知業務の請負に係る費用の積算について(林野庁長官宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

林野庁は、平成30年12月に北海道、東北、関東、中部、近畿中国各森林管理局(5森林管理局)等に対して通知を発して、品等・品質の区分格付けなどを人が1本ごとに行う検知(毎木検知)に要する作業量の実態を把握して、その結果、各森林管理局が管内の実情を加味して定めた素材等検知業務請負要領等(積算基準)とかい離がある場合には、実態を反映するよう積算基準を改正することとした。これに基づき、5森林管理局は、それぞれ31年3月に積算基準を改正し、同年4月までに毎木検知による検知業務の請負に係る費用の積算にそれぞれ適用し、経済的な積算を行うこととする処置を講じていた。

・農業農村整備事業等により整備した小水力発電施設の売電収入に係る国庫納付制度の運用について（農林水産大臣宛て）

（平成29年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項・36条 意見表示及び処置要求事項）

農林水産省は、次のような処置を講じていた。

ア 平成31年2月に地方農政局等に対して通知を発するなどして、発電事業に係る運営状況に関する資料を土地改良区から定期的に提出させるなど、発電事業に係る運営状況を適切に把握して、必要に応じた指導ができる体制の整備を行うとともに、令和元年5月に地方農政局等に対して事務連絡を発するなどして、土地改良区に対して、新たに作成した手引に従った会計処理により国庫納付対象額の算定を適切に行うよう指導させた。

イ 平成31年2月に地方農政局等に対して通知を発するなどして、小水力発電施設に係る会計上の取扱いを見直して、^(注)渴水準備引当金については、発電に関する管理運営に必要な費用（発電施設運営経費）から除外することとして廃止した。

（注）渴水準備引当金　渴水により計画発電量を下回ったため売電収益が減少した場合において、その収益の減少又は費用の増加に対して、経理の変動を防止するための引当金

ウ 同月に地方農政局等に対して通知を発するなどして、建設改良積立金については、農業農村整備事業等の制度の枠組みと整合するよう、更新等事業費に充当する場合の取扱いを見直して、発電施設の更新等を行う場合には、同積立金から優先的に支出することとともに、発電施設の更新時期を考慮した資金需要等を勘案した同積立金の積立てが計画的に行われるよう、積立限度額を設けるなどして発電施設運営経費とする範囲等を見直したり、発電施設を管理する者に積立計画を作成させたりなどすることとした。

そして、渴水準備引当金及び建設改良積立金の見直しにより、過大に引き当て又は積み立てた金額が算出される場合は、他の積立金等に充当した上で、なお生ずる余剰額については国庫納付対象額とすることとした。

・農山漁村の活性化のために実施された事業の達成状況の評価等について（農林水産大臣宛て）

（平成29年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項）

農林水産省は、平成31年3月に農山漁村振興交付金に係る実施要領を改正するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 農山漁村の活性化に関する計画（活性化計画）を作成した都道府県等（計画主体）に対して、活性化計画に記載するよう努めることとされている活性化計画の目標（活性化計画目標）を設定した場合は活性化計画目標の達成状況等について評価を行い、達成されていない場合は原因分析等を行って、計画主体が活性化計画に基づいて実施する事業（活性化事業）の運営や、活性化事業に関連して実施する事業等の実施に改善の余地はないかなどについて学識経験者等第三者の意見を聴いた上で検討を行うよう地方農政局等を通じて指導するとともに、計画主体が農林水産大臣に提出する活性化計画目標等の評価に関する報告書の様式に、活性化計画目標の達成状況、今後の方針等を記載する項目を新たに設けるなどして、計画主体が上記の検討を適切に行うようにする仕組みを設けた。

イ 計画主体に対して、活性化計画目標が活性化事業等により実現しようとする、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の「定住等の促進」及び「地域間交流の促進」という二つの目的に適切に対応しているかなどについて確認するよう地方農政局等を通じて指導するとともに、計画主体が活性化計画を作成する際に同大臣に提出する活性化計画の内容等を点検するための事前点検シートの様式に、活性化計画目標と活性化事業等により達成される目標とが適切に対応しているかを確認するための項目を新たに設けるなどして、地方農政局等において適切に審査することとした。

○農林水産省

・危険地区の山地災害対策の強化に資する治山事業の計画の適切な策定、ソフト対策との連携等について(林野庁長官宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

林野庁は、次のような処置を講じていた。

- ア 平成31年3月に、森林管理局に対して、事務連絡を発して、国有林野施業実施計画(施業実施計画)の策定に当たり、山地荒廃の実態や基礎資料を収集するための治山流域別調査(流域別調査)の結果を施業実施計画に反映するよう指示するとともに、流域別調査の調査要領を改正し、流域別調査を適時適切に実施して山地荒廃の実態や治山施設の整備の必要性を把握するよう指示した。
- イ 同月に、都道府県に対して通知を発して、予防治山事業に係る事業箇所別実施計画の作成に当たり、危険度が低い箇所を計画箇所とする場合には、予防治山事業の優先度整理表に当該箇所を優先しなければならない理由等を具体的に明示することを徹底するなどして、現地の荒廃状況等と合わせて危険度を活用して総合的に判断して計画箇所を選定するよう周知した。
- ウ 同月に、「山地災害危険地対策の推進について」等を改訂して、森林管理局及び都道府県に対して、山地災害対策に関する市町村に対して提供する山地災害危険地区(危険地区)に関する資料として、危険地区の山地災害により被害が生ずる保全対象の位置等を示した1/5000の地図等も提供することを周知した。

・米穀周年供給・需要拡大支援事業の実施について(農林水産大臣宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

農林水産省は、次のような処置を講じていた。

- ア 主食用米を長期計画的に販売する取組に対する支援については、平成31年3月に米穀周年供給・需要拡大支援事業実施要領(実施要領)を改正し、事業実施主体の借入金の基となる実際の概算金の単価に実際の借入利率を乗ずるなどして算定した支払利息の1/2に相当する額に基づいた国庫補助金を交付することとした。
- イ 業務用向けなどへの販売促進等を図る取組に対する支援については、31年3月に実施要領を改正して目標の設定及び評価に関する事項を定めるとともに、事業実施計画に目標を適切に設定することを同月に公表した事業実施主体に応募する者に対する公募要領に示したり、事業実施状況等報告において目標に対する評価を根拠資料等に基づき適切に行うよう地方農政局等を通じて事業実施主体に対して令和元年8月以降の交付決定時に事務連絡を発したりなどして指導した。また、平成31年3月に地方農政局等に対して事務連絡を発して、事業実施状況等報告の確認を適切に行うよう指示した。

○経済産業省

・再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業の実施状況等について(資源エネルギー庁長官宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)

資源エネルギー庁は、平成31年2月までに次のような処置を講じていた。

- ア 一般社団法人新エネルギー導入促進協議会に対して事務連絡を発出するなどして指導を行い、3事業に係る事業主体に対して補助の要件を満たした適切な燃料を使用するよう指示文書を発出させるとともに、その後の状況を適切に把握することとさせた。
- イ 協議会及び再生可能エネルギー事業者支援事業等(事業者支援事業)の補助事業者に対して事務連絡を発出するなどして指導を行い、バイオマス熱利用設備については、バイオマス依存率が60

%以上となる燃料を使用する必要があることを事業主体に対して周知徹底させるとともに、利用状況報告書の提出時に実際に使用した燃料の種類等が記載された納品書等のバイオマス依存率の計算根拠を裏付ける資料を提出する必要があることなどについて、事業主体に対して事務連絡を発出して周知させたり、事業者支援事業の公募要領等に明記して申請者に周知させたりして、当該提出資料等によりバイオマス熱利用設備で使用した燃料が補助の要件を満たしているかを確実に確認することとさせた。

- ウ 協議会及び事業者支援事業の補助事業者に対して事務連絡を発出するなどして指導を行い、利用状況報告書の提出時に事業主体が設備の稼働状況等に関する記載内容を裏付ける資料を提出する必要があることについて、事業主体に対して事務連絡を発出して周知させたり、事業者支援事業の公募要領等に明記して申請者に周知させたりして、当該提出資料等により太陽熱、地中熱、バイオマス熱等の再生可能エネルギー熱を利用する設備等(再エネ熱利用等設備)の稼働状況や供給される熱量等の計画値に対する実績値の割合(達成率)を適切に把握することとさせた。
- エ 協議会及び事業者支援事業の補助事業者に対して事務連絡を発出するなどして指導を行い、再エネ熱利用等設備が稼働を停止していたり、達成率が低調となっていたりしている場合には、事業主体がその原因を分析した上で、設備の稼働等に向けた取組方針や達成率を向上させるための改善計画を提出する必要があることについて、事業主体に対して事務連絡を発出して周知させたり、事業者支援事業の公募要領等に明記して申請者に周知させたりして、提出を受けた改善計画等に基づきその進捗状況を適切に把握するなどの改善指導等を行うこととさせた。

○国土交通省

・一般国道等の路面下空洞対策に係る費用の負担について(国土交通大臣宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

国土交通省は、既に負担を求めている国道事務所での事例等を参考に、上水道管、下水道管、ガス管等の路面下占用物件を設置している地方公共団体や民間企業(占用企業者)等の関係者と協議するなどして、路面下空洞調査業務に要した費用について占用企業者に応分の負担を求めるための指針等の整備に向けた検討を行っている。

○環境省

・委託事業により取得した物品の管理等について(原子力規制委員会委員長宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

- 原子力規制委員会は、次のような処置を講じていた。
- ア 委託費により取得した測定装置等の物品(委託事業物品)のうち重要物品等の現況を把握して、物品管理簿に記録されていないものを記録したり、廃棄されているのに物品管理簿に記録されたままとなっているものを削除したりなどして、平成30年度末時点の物品管理簿等を適切なものとした。また、都道府県等において使用される見込みがないまま長期間保管されている委託事業物品については、活用方法の検討を行い、活用できるものは活用することとし、活用できないものは30年度末までに不用決定を行った上で物品管理簿から削除した。
 - イ 30年10月に事務連絡を発出するなどして、委託事業の執行担当課に対して、委託事業終了の際に、受託者が継続使用を希望する委託事業物品について、所有権移転を指示する通知書を速やかに受託者に送付したり、財産取得通知書を速やかに物品管理係に提出したりするなどして、必要な情報を物品管理係と共有して無償貸付等の手続を適時適切に行うよう周知徹底を図った。
 - ウ 同月に事務連絡を発出するなどして、受託者に対して、無償貸付の条件に従い、委託事業物品を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、委託事業物品を使用する見込みがなくなった場合

- には委員会に対して速やかにその旨を報告するよう周知徹底を図るとともに、執行担当課において、当該報告を受けた場合には、活用方法の検討を適時適切に行うこととした。
- エ 同月に事務連絡を発出するとともに、31年3月に委託事業物品に関するマニュアルを改定するなどして、関係者に対して、委託事業物品の構成機器ごとの更新状況や取得価格を把握して物品管理を適切に行う必要性及びその具体的な方法、物品管理の対象とすべきものの範囲、その取得価格の考え方等を周知し、同年4月に物品管理係の内部マニュアルを改定して、担当職員に対して、東日本大震災復興特別会計の予算により取得した委託事業物品の属する会計の取扱いを周知した。
- オ 30年10月に事務連絡を発出して、執行担当課に対して、受託者が無償貸付された委託事業物品を貸付けの目的以外の目的のために使用しないよう周知徹底させた。また、受託者が貸付けの目的以外の目的のために使用することを希望する場合には、その報告をさせることとした上で、執行担当課において、他の目的のために使用させることの可否等について検討を行って、収益事業等に使用させないこととしたり、必要なものについては有償貸付としたりすることとした。

○環境省

・循環型社会形成推進交付金事業により整備する汚泥再生処理センターにおける資源化設備の機器の処理能力の決定について(環境大臣宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

環境省は、平成31年2月に都道府県に対して通知を発し、令和元年8月までに都道府県から管内の市町村等に対して周知させることにより、循環型社会形成推進交付金事業により整備する汚泥再生処理センターの資源化設備について、水処理設備で分離される汚泥量(汚泥量)の実態に見合った処理能力の機器が整備されるようにするために、くみ取りし尿等に含まれる汚泥成分の濃度を示す浮遊物質量等の値の実態調査を適切に行うなどして処理する汚泥量を適切に推計することなどをセンターの整備を実施する市町村、一部事務組合、広域連合等に周知し、その実施状況を確認することとする処置を講じていた。

○防衛省

・防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について(防衛大臣宛て)

(平成23年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

防衛省は、平成24年度には補助対象区域の指定に当たり勘案することとなっている各種要件(指定基準)の見直しなどに係る検討のための基礎的な資料を収集し整理するために文献調査等を実施し、25年度には航空機騒音によるテレビ放送の聴取障害(テレビ聴取障害)の定義付けや指定基準の見直しなどを検討した上で学識経験者により構成された検討委員会を開催して検証を行い、26年度には25年度の検証結果がテレビ聴取障害の現地の実態を反映したものとなっているかを確認するための調査を実施して、その結果について検討委員会において検証を行い、27年度には検討委員会において26年度までの調査結果を指定基準に反映するための最終的な検証を行い、28年度にはこれらを踏まえて航空機騒音の実態を反映させた指定基準の改正の方向性を取りまとめた。

29年度には地元関係者に指定基準の改正の方向性を説明する時期等について検討を行うとともに、別途実施している住宅防音工事が完了した世帯は30年8月31日をもって放送受信事業の補助の対象としないこととするなど、放送受信事業の一部見直しについて地元関係者に対して説明を行うなどした。30年度には上記の住宅防音工事が完了した世帯等に係る放送受信事業の一部見直しについて通達の改正などを行った。そして、令和元年度以降は、放送受信事業の一部見直し後の状況を踏まえつつ地元関係者に対して説明を行うなどした上で指定基準を制定し各地方防衛局等に対して周知するなどの所要の処置を講ずることとしている。

・防衛装備品等に係るコストデータを一元的に管理して分析等を行うパイロットモデルシステムの整備等について(防衛装備庁長官宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

防衛装備庁は、次のような処置を講じていた。

ア 製造原価の取得方法やコストデータの分析手法について、組織として問題を共有して対応を検討するために、平成30年9月に関係部局に対して通達を発して、庁内の関係部局の者で構成される次期システム検討委員会(検討委員会)を設置して、同年9月から31年3月にかけて検討委員会を開催し、^(注)コストデータの具体的な分析手法を検討した。その結果、防衛省が標準的なWBS(Work Breakdown Structure)の基準を定めて、これに沿った製造原価を民間企業から取得し、統計的な手法を用いてコストデータの分析を行うことにより見積資料等の妥当性の検証等を行うこととした。そして、従来、民間企業においてWBSに基づく製造原価の管理を行う経理システムとなっていたことから、同年3月から令和元年6月にかけて説明会を開催するなどして民間企業等と調整を行い、新たな契約制度を創設して、標準的なWBSの基準に沿った製造原価の管理を契約相手方である民間企業に義務付け、当該製造原価を提出させることとした。

(注) WBS 分析の対象となる作業を分解し、体系化して階層構造としたもの

イ アの検討を踏まえて、ライフサイクルコスト・コストデータベース・パイロットモデル(CDBシステム)の有用性の検証等が可能となるシステムの在り方やCDBシステムの仕様の見直しについて検討委員会において検討を行った。その結果、コスト管理機能については、これまでの同省による独自の分析システムを構築するという方針を転換し、外国政府や防衛産業において利用実績のある既製のコスト分析に係るソフトウェアを活用することとした。また、同年6月に、関係部局に対して通知を発して、新たな契約制度の下、契約条項に基づき、標準的なWBSの基準に沿った製造原価の管理を契約相手方である民間企業に義務付け、当該製造原価を提出させることとして、2年度以降に締結する主要な防衛装備品等に係る初回の製造請負契約等に適用することとした。そして、新たな契約制度が適用されない2回目以降の契約についても同制度の例による製造原価の管理を契約相手方である民間企業に実施させることとして、今後の原価調査において効果的にコストデータの分析に適した製造原価を取得できるよう体制を整備した。

○日本中央競馬会

・畜産振興事業に係る助成金の交付額の算定について(日本中央競馬会理事長宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)

日本中央競馬会は、平成30年10月に、31年度の日本中央競馬会畜産振興事業公募要領等を作成して、次のような処置を講じていた。

ア 事業の一部を委託して実施する場合は、畜産の技術の研究開発に係る事業等を行う者(実施主体)が実質的に負担していない経費は助成の対象とならないことを明示して助成対象経費の範囲を明確にした。

イ 助成対象となるリース料については、原則として、リース料算定の基礎となるリース期間を法定耐用年数又はそれ以上の期間と設定することを明示するなどして、事業終了後も助成対象となるリース物件を実施主体が自らの業務で継続して使用する場合には、リース期間を法定耐用年数又はそれ以上の期間とすることとした。

ウ 通常案件より低く設定した助成率を適用する資産の取得費に当たるソフトウェアの開発費は、固定資産として管理するソフトウェアの開発費とする判断基準を明確に定めた。

○東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社

・道路構造物の点検等について(東日本、中日本、西日本各高速道路株式会社代表取締役社長宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項・36条 意見表示事項)

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(これらを「3会社」)の本社は、平成30年10月に、各社制定の保全点検要領(点検要領)を改正するとともに、支社及び支社を通じて管理事務所等に対して通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 点検要領等に基づく近接目視等が物理的に困難な箇所に係る点検において、現地の状況に応じてファイバースコープ等を使用して点検を行うことを点検要領に明示するとともに、31年4月にマニュアルを制定して、ファイバースコープ等の具体的な使用方法等を周知した。
- イ 点検管理システム等(システム)に記録されていなかった変状状況写真や補修写真について、保全点検業務を実施している株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道等12社(エンジニアリング会社)が詳細点検及び補修時に撮影した写真を、30年12月までにシステムに記録させた。
- ウ 変状状況写真や補修写真の全てを適切にシステムに記録させることを点検要領に明示するとともに、エンジニアリング会社との間の30年度以降の契約に係るシステムへの記録について、履行確認を確実に行うよう周知徹底した。
- エ 「AA(変状が著しく、機能面への影響が非常に高いと判定され、速やかな対策が必要な場合)」と判定されている変状箇所等について、システムに記録されている変状の内容、補修等の対策に係る5か年分の進捗状況等を維持管理計画に記載させて、支社を通じて定期的に本社へ報告されることにより、本社においてその状況を的確に把握することとして、その維持管理計画の策定等のために管理事務所等が開催する会議に支社の担当者を出席させて指導されることにより、点検結果を維持管理計画に適切に反映させて、補修等の対策を的確かつ速やかに実施できる体制を整備した。

○日本年金機構

・日本年金機構による地方公共団体情報システム機構に対する本人確認情報の照会に係る情報提供手数料の支払について(日本年金機構理事長宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

日本年金機構は、^(注)地方公共団体情報システム機構から月次照会により提供を受ける、年金の給付を受ける者のうち裁定を受けた者の住民票に記載されている住所、氏名、性別、生年月日、住民票の消除等の事由(異動事由)、異動事由が生じた年月日等の情報を活用することとし、平成31年2月から年次照会の対象者の範囲を新規裁定者等に限定して情報提供手数料支払額の節減を図る処置を講じていた。

(注) 裁定 厚生労働大臣が年金の給付を受ける権利があることを確認すること

○国立研究開発法人森林研究・整備機構

・水源林造成事業における保育(搬出)間伐に係る収益分収対象額の算定について(国立研究開発法人森林研究・整備機構理事長宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

国立研究開発法人森林研究・整備機構は、平成31年3月に要領等を改正し、造林による収益を分収するに当たり、その対象額の算定については、丸太を林内からトラック等の車両が通行可能な作業道まで運び出し集積する工程に係る費用を売払いに要した費用に含めることとし、機構、造林する土地の所有者(造林地所有者)及び造林地所有者以外の者でその土地について造林を行う者(造林者)

の三者(造林地所有者と造林者が同一の場合がある。)で当該費用を負担するようにするなどの処置を講じていた。

○独立行政法人都市再生機構

・賃貸住宅事業の保全工事に係る会計処理について(独立行政法人都市再生機構理事長宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記:36条 意見表示事項)

独立行政法人都市再生機構は、次のような処置を講じていた。

- ア 平成27年6月から31年3月まで、外部機関を活用して保全工事の仕様、積算内容等の分析及び調査を行い、調査結果等を踏まえて、適切な資産計上及び費用処理が行えるよう工事費の範囲等の検討を行った。その結果、保全工事に係る会計処理について、工事費のうち撤去費相当額については資産計上しないこととすることを28年11月に、除却した建物附属設備等、構築物及び機械装置(これらを「設備等」)の未償却簿価相当額については費用処理することなどとすることを31年3月に、それぞれ支社等に周知した。
- イ 保全工事の実施による損益等の推移等を検討した賃貸住宅団地ごとの事業計画を策定することに替えて、29年1月に、見直し後の会計処理に基づく損益等が反映された個別団地の経営状況、個別団地ごとの立地、需要動向等の特性等を総合的に勘案の上、保全工事により取得する設備等に係る投資判断等を効果的、効率的に行うよう、支社等に周知した。